

熊谷市監査委員公告第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和4年5月26日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 鈴 木 理 裕

令和3年度農業委員会事務局定期監査結果報告書

1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象部局等

農業委員会事務局

(2) 対象事務

令和2、3年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

- (1) 収入事務
 - ① 帳票等と現金は突合しているか
 - ② 必要な帳簿類は整備されているか
- (2) 支出事務
 - ① 必要な手続は行われているか
 - ② 適正な支出となっているか
- (3) 契約事務
 - ① 安易な随意契約を採用していないか
 - ② 契約の履行に問題はないか
 - ③ 完了報告を漏れなく受領しているか
 - ④ 検査結果通知書等は作成されているか
- (4) 補助金
 - ① 根拠等審査は適切か
 - ② 実績報告書等必要な証拠書類を提出させているか
- (5) 財産管理
 - ① 返納手続をせずに処分していないか
 - ② 備品の登録に漏れはないか
- (6) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規定等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

- (ア) 現金出納簿
- (イ) 農地台帳交付手数料
- (ウ) 農地位置図交付手数料
- (エ) 県支出金「農地利用最適化交付金」

イ 支出事務

- (ア) 旅費
- (イ) 事務局運営経費「印刷費」

ウ 契約事務

- (ア) 農業委員会刊行物等配布に係る業務委託

エ 補助金

- (ア) 熊谷市農業経営者協議会交付金
- (イ) 熊谷市農地利用最適化推進事業費補助金

オ 財産管理

- (ア) 備品台帳一覧表

カ その他

- (ア) 出勤簿

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、農業委員会事務局、熊谷市役所603会議室（東）

(2) 監査期間

令和3年12月24日から令和4年2月21日まで

6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 収入事務

ア 現金出納簿については、「現金取扱いの手引き」を参考に記入し、適正な事務処理を行うべきである。

(2) 支出事務

指摘事項なし

(3) 契約事務

ア 随意契約の際、起案書にその理由と根拠条項が記載されていないものがあった。熊谷市文書管理規程第14条第4項に基づき適正な事務処理を行うべきである。

(4) 補助金

指摘事項なし

(5) 財産管理

ア 備品登録漏れがあった。熊谷市物品管理規則第17条第1項及び第19条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

(6) その他

指摘事項なし

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。